

障害者活躍推進計画

障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）第7条の3の規定に基づき、次のとおり障害者活躍推進計画を策定しましたので、公表します。

令和7年4月1日

任命権者 水俣市議会議長 岩村 龍男

機関名	水俣市議会事務局
任命権者	水俣市議会議長
計画期間	令和7年4月1日～令和12年3月31日
水俣市議会における障害者雇用の現状	水俣市議会事務局は、職員総数4人の小規模な機関であり、水俣市からの出向職員で構成されているため、水俣市議会において、事務局職員の採用は行っておりません。

●目標

採用に関する目標	職員は、水俣市からの出向職員で構成されており、独自に職員の採用は行っておりませんが、水俣市からの出向について、市長部局と連携に努めます。
----------	--

●取組内容

1. 障害者の活躍を推進する体制整備	○障害がある職員が配置された場合は、市長部局と連携しながら適切に対応します。
2. 障害者の活躍の基本となる職務の選定	○障害がある職員が配置された場合は、人事ヒアリングや人事評価を通して、障害に応じた業務の適切なマッチングが行われているかの点検を行うとともに、定期的に職員との面接を行い、状況の把握に努めます。また、必要に応じて市長部局と協議を行います。
3. 障害者の活躍を推進するための環境整備	○障害がある職員が配置された場合は、市長部局へ要望を伝え、適切に対応します。 ○在職中に疾病・事故等により障害者となった者について、円滑な職場復帰のために必要な職場選定、職場環境の整備、通院への配慮等を行います。
4 その他	○水俣市における障害者就労施設等からの物品等の調達推進方針に基づき、障害者就労施設等への発注を通じて、障害者の活躍の場の拡大を推進します。